

## 香川県共同募金会広域助成基準

香川県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金の広域助成は、本会助成規程に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。

### 【社会福祉施設等整備事業】

#### 1 目的

第1種、第2種社会福祉事業又は更生保護事業を行う団体の施設を維持し、利用者の処遇の向上を図る施設整備事業について、助成を行う。

#### 2 助成対象要件

(1) 社会福祉法人が経営する次に掲げる施設であること。

①生活保護施設

救護施設

②老人福祉施設

養護老人ホーム

③児童福祉施設

児童養護施設

福祉型障害児入所施設

福祉型児童発達支援センター

乳児院

児童心理治療施設

④障害福祉サービス事業所

生活介護

自立訓練（生活訓練）

就労継続支援B型

多機能型（生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援B型）

⑤障害者支援施設

⑥児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）

(2) 更生保護法人が経営する施設であること。

(3) 社会福祉法第2条に規定する第1種、第2種社会福祉事業又は更生保護事業法第2条に規定する更生保護事業を行い公的資金の及ばない施設であること。

(4) 設立後1年以上継続した施設運営の実績を有すること。

(5) 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの。

(6) 助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること。

### 3 助成対象の欠格要件

- (1) 本会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- (2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- (3) 経理状況が極めて不良と認められるもの
- (4) 過去5年間に於いて不適正な管理運営がなされていたもの
- (5) 公立施設又は介護保険施設

### 4 助成対象事業

福祉サービス、地域福祉活動の拠点としての施設機能の充実強化のための事業とする。

- (1) 施設の整備事業
- (2) 機器・備品の整備事業
- (3) 福祉車両の整備事業

### 5 助成対象経費

- (1) 機器整備は、取付け工事費を含む。
- (2) 車両の整備は、車両本体、基礎的付属品及び共同募金助成プリント経費を対象とする。

### 6 助成対象としない経費

- (1) 土地及び建物の購入経費
- (2) 借入金の償還
- (3) 施設の事務用機器の整備
- (4) 中古機器の整備
- (5) リサイクルにかかる費用
- (6) 車両の登録諸費用、税金及び保険等

### 7 助成率

対象事業費の4分の3以内

### 8 助成限度額

- (1) 施設及び福祉車両の整備事業 150万円
- (2) 機器・備品の整備事業 100万円

### 9 助成の制限

- (1) 同一施設に対する連年の助成は行わない。
- (2) 一法人に対して一施設の助成とする。